

# 社会福祉法人すこやか福祉会定款

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (イ) 特別養護老人ホームの経営
  - (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (イ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ロ) 老人短期入所事業の経営
  - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
  - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人すこやか福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市冲高字中島14番地の1に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
  - 3 理事長は、この法人を代表する。
  - 4 常務理事を1名、理事のうちから理事長が指名する。
  - 5 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
- 4 常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長及び常務理事が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(役員職務)

第 10 条 理事長はこの法人の事業を統括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を掌理する。

(理事長の職務の代理)

第 11 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 12 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び福島市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 13 条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 14 条 評議員会は、21 名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から、20 日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 決算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

#### 第4章 顧問

第19条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

#### 第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000 円
  - (2) 土地 福島県福島市冲高字中島 14 番 1 所在宅地 (6,585.28 m<sup>2</sup>)
  - (3) 建物 福島県福島市瀬上町字前川原 37 番地 11、37 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 北信デイサービスセンター1 棟 (565.96 m<sup>2</sup>) 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建事務所 (51.02 m<sup>2</sup>)  
建物 福島県福島市冲高字中島 14 番地 1、25 番地、28 番地、29 番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 すこやかのリおきたか 1 棟 (5,839.73 m<sup>2</sup>)  
建物 福島県福島市冲高字中島 14 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建すこやかの里デイサービス 1 棟 (142.07 m<sup>2</sup>)  
建物 福島県福島市瀬上町字薬師前 1 番地 58 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 ふれあい・瀬上 1 棟 (220.40 m<sup>2</sup>)  
建物 福島県福島市仲間町 47 番 1 の 4 301 号所在の鉄筋コンクリート造 1 階建 すこやか・ラコパ (3 階部分 816.06 m<sup>2</sup>)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

- 第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、福島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対し基本財産を担保に供する場合
  - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

- 第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
  - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### (特別会計)

- 第 23 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

#### (予算)

- 第 24 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 25 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 26 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 27 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 28 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 6 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行なう。

(イ) 居宅介護支援事業

(ロ) 給食宅配事業

(ハ) 福島市南沢又高齢者世話付住宅（シバ・ハウジング）生活援助員派遣事業

(ニ) 地域包括支援センターの設置経営

(ホ) 介護予防支援事業

(ヘ) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 30 条 前条の規定によって行なう事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福島市長の認可を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、福島市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人すこやか福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行なう。

2 前項に加え、インターネットの活用を図る。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 宍戸 利夫

理事 猪俣 なつ

” 伊深 一  
” 尾越 龍太郎  
” 後藤 等  
” 小林 喜成  
” 瀬戸 紀六郎  
” 増田 勝治  
” 渡辺 国衛  
” 渡辺 雅孝  
監 事 丹野 林平  
” 宗像 ミツエ

附則

この定款は、福島県知事の認可のあった日(平成7年12月13日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成8年5月23日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成9年12月26日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成11年7月16日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成12年2月10日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成14年3月11日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成15年5月6日)から施行する。

附則

1. この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成15年9月26日)から施行する。
2. 平成15年9月29日に第7条第1項及び第16条第1項の規定により委嘱した理事及び評議員の任期は、第6条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず平成15年12月18日までとする。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成16年2月24日)から施行する。



附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成16年5月11日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成18年5月12日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成18年11月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成19年1月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成19年10月31日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成20年7月24日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成21年1月26日)から施行する。

附則

この定款の変更は平成24年3月29日から施行する。

附則

この定款の変更は福島県知事の認可のあった日(平成24年10月16日)から施行する。

附則

この定款の変更は福島市長の認可のあった日(平成25年7月16日)から施行する。

附則

この定款の変更は平成26年9月4日から施行する。

附則

この定款の変更は福島市長の認可のあった日(平成28年4月18日)から施行する。